

補助金概要調書

補助金名	女性に対する暴力被害者支援事業補助金			
所管部課	福祉保健部 福祉課 (TEL 23 - 5151(直通))			
補助対象者	・女性と子どもの民間支援みもぎの会 ・DV被害者支援ネットワーク鳥取			
補助開始年度	平成 14 年度(DV被害者支援ネットワーク鳥取は平成 15 年度から補助開始)			
交付目的	女性に対する暴力は、女性の著しい人権侵害であると共に男女共同参画社会の実現の妨げとなっていることから、その根絶は国民的課題となっている。 女性に対する暴力被害者を保護、支援するためには、行政と民間との協働が不可欠であり、民間支援団体に補助金を交付することで、民間支援団体の育成を推進し、被害者の保護、支援体制の充実を図ることを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	(200 千円 200)千円	(200 千円 200)千円	(200 千円 200)千円	(200 千円 200)千円
補助事業の内容	補助事業者がDV被害者に対して提供する生活物資(DV被害者が、補助事業者の設置するシェルターで一時保護された後、自立を目指し生活していくために必要なもの)の運搬			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		15,439 千円	
	内補助対象経費		200 千円	
	補助対象経費の内訳		トラック賃貸料、燃料費、保険料等	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		1団体につき年額 100 千円 (定額) × 2団体	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	相談内容は複雑、多様化しているため、行政でできる支援策には限界があるのが現状。そのため、行政と民間が連携を図り、お互いの機能を補完しあうことで、充実した支援が可能になった。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	DV問題は減る傾向に無く、法改正等により市の責務も増えており、民間団体とこれまで以上に連携をとる必要性があることから、終期の設定予定は今のところ無い。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成 13 年にDV防止法が施行、国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務のなか、民間支援団体に必要な援助を行うよう努める等、地方公共団体の責務等が明記されている。 県は、法による委託一時保護事業のほか、独自に補助金を交付しているが、県の補助金に対象とならない事業を本市が助成するものである。			